



社会福祉法人

高野町社会福祉協議会

〒648 - 0211

和歌山県伊都郡高野町高野山 26-8

社協だより(全戸版)9月号

TEL56 - 2941 ・ FAX56 - 5273

http://koyasyakyo.ec-net.jp/

9月の配食弁当

○富貴筒香地区→9月1日・8日・15日(毎週火曜日)

○高野山内地区→9月2日・9日・16日(毎週水曜日)

○高野山外地区→9月3日・10日・17日(毎週木曜日)

※お弁当は配られたその日の内にお召し上がりください

対象者 65歳以上の(高齢者世帯・独居世帯)、障がいの方が利用対象になります。

配食サービスのボランティア募集中!!

NEW お知らせ

福祉有償運送の利用区域拡大!!

富貴・筒香地区福祉有償運送登録者様へ

火、木曜日限定で病院(高野町外)への通院

が可能になりました。

(かつらぎ・橋本・五條市内の病院への通院のみ利用可能です。)

ボランティア随時募集中!

(福祉有償運送利用者様の送迎になります。)

急募ホームヘルパー!!パート募集

○職種 ホームヘルパー (未経験の方や介護現場から離れてフランクのある方でも大丈夫です! 最初は同行訪問等を通して丁寧に指導します。)

○勤務地 高野町内

○時給 1200円~1500円程度 (※業務内容により異なります。)

○勤務時間 8:30~17:15 (勤務時間応相談) 土日・祝勤務可能な方!!

○応募資格 介護職員初任者研修 (ホームヘルパー2級以上の資格所持者)、普通自動車運転免許

未経験者歓迎!!
資格を活かして働きませんか?



短時間労働OK!!
空いた時間で働きませんか?

長期勤務可能な方歓迎
勤務時間等はご相談に乗ります!

仕事内容等のご質問あれば
お気軽にお電話下さい!

土日・祝のみの勤務なので
無理なく働けます!

応募についての詳細は下記にお問い合わせ下さい。
高野町社会福祉協議会 ☎(0736)56-2941

車イスの元気配達人!!

福祉教育講演会

プロフィール

講師 やなおか 柳岡 よしこ 克子先生



・開催日 10月5日(月)13時30分から

・場所 高野町中央公民館2階

・入場料 無料

主催 高野町社会福祉協議会・高野町教育委員会・役場福祉保健課
協力団体 高野町民生児童委員協議会/小中学校PTA/高野町婦人会
高野町老人クラブ連合会/高野山こども園

- 昭和39年11月 和歌山県御坊市生まれ
- 仮死状態で生まれ、両手足に重度の障害を持ちながら、2歳半まで病院で過ごす。母親の送り迎えで小中高を卒業。大学在学中手動式の車の運転免許取得し、寮で自炊して暮らす。
- 障害者卓球と出会い、全国身体障害者スポーツ大会で金メダル。パラリンピックを目指し、卓球(クラス6)の世界大会で好成績を残す。
- NHK教育テレビ「きらっといきる」でゲストとして出演し、「自殺する人をなくしたい!」と命の尊さを熱く語る、講演活動もスタートし、全国から依頼が殺到している。



「いのちの交響～空海の地で会う日・轉現代美術～」

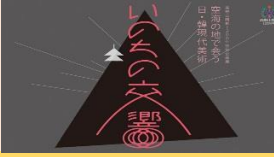
ボランティアスタッフ募集

- ・期間 2015年9月5日(土)～11月3日(火・祝)
- ・場所 高野山総本山金剛峯寺(別殿・奥殿)、「開創1200年ギャラリー」の2会場
- ・内容 展示会場での受付、会場内の監視
- ・時間 午前8時～午後5時(午前/午後だけなど、半日参加も可)

<申込先>

「いのちの交響」展実行委員会事務局
 FAX 072-367-2097(担当/平木) TEL 06-6445-2650
 Email info@inochinokokyo.com

HP <http://inochinokokyo.com/>



ふれあい・いきいきサロン事業ボランティア募集

○募集内容…サロン活動のお手伝いです。お年寄りの方でもお手伝いできます

○活動内容…お年寄りの交流の機会づくりの場として、お茶菓子を囲んでの会話や遠足等の活動をしています。

(月1回程度、約3時間)



南山苑夏祭り!!

8月7日、社会福祉法人聖愛会 特別養護老人ホーム南山苑様の夏祭りに参加させて頂きました!

高野町杜協では、わたがし作りを子ども達と一緒にお手伝いしました。

わたがしの種類も、白ザラメ、イチゴ味・メロン味のザラメがありどれも大好評でした!

初めは、子ども達もでこぼこしたわたがしでしたが、作っているうちに上手にわたがしを作れるようになっていました(^_^)/



「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

このたび、第189回国会で成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)が支給されることになりました。

ひと、くらし、みらいのために



○支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。



支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債



請求期間

平成27年4月1日から
 平成30年4月2日まで
 (請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

請求窓口

お住まいの市区町村
 高野町役場福祉保健課 56-2931



～神谷・西郷・作水を通して通勤している皆さんへ～

民家が道路に面しているので大変危険です。車通勤の方は民家の側を通行する場合は速度を落として下さい。ご協力宜しくお願いします。

